

第53回 定時株主総会招集ご通知

日 時	2022年6月29日（水曜日） 午後1時（受付開始 午後0時）
場 所	東京都大田区羽田空港一丁目6番5号 第五綜合ビル 3階 空港施設株式会社 本店会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目 次

第53回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(提供書面)	
事業報告	22
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告	47

証券コード 8864
2022年6月13日

株 主 各 位

東京都大田区羽田空港一丁目6番5号
空 港 施 設 株 式 会 社
代表取締役社長 乗 田 俊 明

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午後1時（受付開始 午後0時）
2. 場 所 東京都大田区羽田空港一丁目6番5号
第五総合ビル 3階
空港施設株式会社 本店会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

新型コロナウイルスに関する当社の対応

・株主総会においては、感染予防のため、間隔をあけた座席配置としており、例年より会場の座席数が減少しております。会場が満席となった場合には、ご入場ができない場合もございますので、予めご了承ください。
・株主総会にご出席される株主様は、マスクのご着用、並びに受付で検温及び消毒のご協力をお願いします。なお、運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.afc.jp>）に掲載しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査した事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.afc.jp>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)
午後1時 (受付開始：午後0時)



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、ご返送く
ださい。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛
否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第2号議案・第5号議案・第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

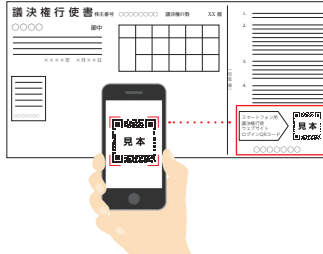
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

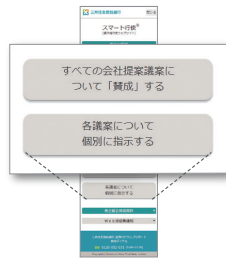
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

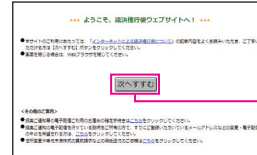
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

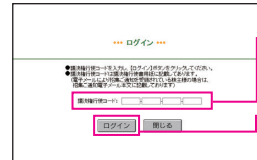
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

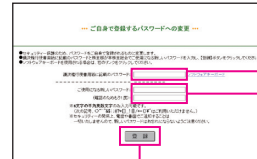
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について
機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金配当の件

当社は、安定した経営基盤の維持等を考慮しつつ、株主の皆様への安定的な利益還元に努めていくことを基本方針としております。

第53期の期末配当につきましては、上記方針及び当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は349,585,663円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

(2) 当社ではこれまで常勤の取締役は執行役員を兼ねないこととしてきましたが、取締役会が決定した経営方針に基づく業務執行の一層の効率化・迅速化を図るため、取締役及び執行役員制度を一体的に見直すこととし、次のとおり定款を変更するものであります。

①現行定款第23条(代表取締役及び役付取締役)第1項及び第42条(執行役員)の内容を統合するとともに、内容の一部を修正し、変更案第23条(代表取締役、執行役員及び役付役員)とするものであります。これにより、常勤の取締役は執行役員を兼ねることができることとし、役付は執行役員に付することといたします。

②上記規定の変更に伴い、現行定款第23条第2項から5項までの規定を削除するものであります。

(3) 相談役及び顧問制度について、コーポレートガバナンス強化の観点から、現行定款第43条(相談役及び顧問)の規定を削除いたします。今後は、経営幹部等経験者に役割を明確化した上でシニア・フェロー等の委嘱を行うことができる仕組みに変更することといたします。

(4) (2)及び(3)による条文削除に伴い、現行定款第44条以下を2条ずつ繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。	第3章 株主総会 (削 除) (電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 3. 取締役会長は取締役会を招集し、これを主宰する。 4. 取締役社長は取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。 5. 取締役会長または取締役社長に事故あるとき、または欠けたるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がその職務を代理し、またはその職務を行う。 (新 設)	第4章 取締役及び取締役会並びに執行役員 (削 除) (代表取締役、執行役員及び役付役員) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会の決議により、執行役員を置き、当会社の業務を執行させることができる。 3. 取締役会の決議により、執行役員の中から、会長、社長、副社長、専務、常務及び上席の役付を選定することができる。 4. 執行役員に関しては、取締役会が決定する執行役員規程において定める。

現 行 定 款	変 更 案
第7章 執行役員 (執行役員) 第42条 当社は、取締役会の決議により、執行役員若干名を置くことができる。 <u>2. 執行役員に関しては、取締役会が決定する執行役員規程において定める。</u> 第8章 相談役及び顧問 (相談役及び顧問) 第43条 当会社に相談役及び顧問若干名を置くことができる。相談役及び顧問は、社長の諮問に応じて意見を開陳するものとする。 第9章 計算 第44条～第47条 (条文省略) (新 設) (新 設)	(削 除) (削 除) 第7章 計算 第42条～第45条 (現行どおり) (附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除及び定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。</u> <u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役及び執行役員制度の一体的な見直し等を踏まえ、取締役を4名減員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、取締役会は、社外取締役が委員長を務める指名委員会に諮問し、その答申を踏まえて提案しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	
1	いなだ けんや 稲田 健也	再任
2	のりた としあき 乗田 俊明	再任
3	やまぐち かつひろ 山口 勝弘	再任
4	こまつ けいすけ 小松 啓介	再任
5	たむら しげお 田村 滋朗	再任

候補者 番号	氏名	
6	つばい ふみのり 坪井 史憲	新任
7	すぎやま たけひこ 杉山 武彦	再任 社外 独立
8	あおやま かよ 青山 佳世	再任 社外 独立
9	おぐら としかつ 小椋 敏勝	新任 社外 独立



候補者番号

1

いなだ けんや
稲田 健也

(1956年1月24日生)

再任

【略歴及び地位】

2019年 4 月 全日本空輸(株)取締役常務執行役員
2020年 4 月 ANAホールディングス(株)参与
2020年 6 月 当社代表取締役副社長
2021年 6 月 当社代表取締役会長 (現任)

【担当】

リスクマネジメント委員会委員長
安全推進委員会委員長
災害対策委員会委員長

所有する当社の株式数

2,784株

在任年数

2年

取締役会出席状況

14 / 14回

取締役候補者とした理由

稲田健也氏は、航空会社に長年勤務し、その豊富な経験と知見を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号

2

のりた としあき
乗田 俊明

(1957年8月27日生)

再任

【略歴及び地位】

2013年 6 月 当社社外取締役
2017年 4 月 日本航空(株)取締役
2017年 6 月 当社代表取締役副社長
2021年 6 月 当社代表取締役社長 (現任)

【担当】

コンプライアンス委員会委員長

【重要な兼職の状況】

東京空港冷暖房(株)代表取締役社長

所有する当社の株式数

5,230株

在任年数

9年

※社外取締役の在任期間(4年)を含みます。

取締役会出席状況

14 / 14回

取締役候補者とした理由

乗田俊明氏は、航空会社に長年勤務し、その豊富な経験と知見を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号

3

やまぐち かつひろ
山口 勝弘

(1959年4月26日生)

再任

【略歴及び地位】

2012年 8 月 新関西国際空港㈱執行役員
2016年 7 月 国土交通省東京航空局長
2020年 6 月 当社取締役
2021年 6 月 当社代表取締役副社長 (現任)

【担当】

社長特命事項担当
改善推進委員会委員長
総務部、監査室及びサステナビリティ推進部担当

取締役候補者とした理由

山口勝弘氏は、官庁及び空港会社における長年の豊富な経験と高い見識を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

所有する当社の株式数

3,592株

在任年数

2年

取締役会出席状況

14 / 14回



候補者番号

4

こまつ けいすけ
小松 啓介

(1958年2月23日生)

再任

【略歴及び地位】

2006年 6 月 当社執行役員業務部長
2009年 6 月 当社上席執行役員業務部長
2011年 6 月 当社取締役上席執行役員業務部長
2017年 6 月 当社常務取締役 (現任)

【担当】

営業推進本部長
大阪事業所及び千歳事業所担当

取締役候補者とした理由

小松啓介氏は、主に営業の業務を担当するなど、業務執行に関する豊富な経験を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

所有する当社の株式数

10,929株

在任年数

11年

取締役会出席状況

14 / 14回



候補者番号

5

たむら しげお
田村 滋朗

(1960年3月30日生)

再任

【略歴及び地位】

2014年 4 月 当社総務部付次長
2016年 6 月 当社執行役員総務部付 (特命事項担当)
2017年 6 月 当社取締役上席執行役員施設管理センター所長
2020年 6 月 当社常務取締役 (現任)

【担当】

施設部及び施設管理センター担当

所有する当社の株式数

4,090株

在任年数

5年

取締役会出席状況

14 / 14回

取締役候補者とした理由

田村滋朗氏は、主に技術関係の業務を担当するなど、業務執行に関する豊富な経験を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号

6

つばい ふみのり
坪井 史憲

(1965年12月8日生)

新任

【略歴及び地位】

2018年 7 月 気象庁総務部長
2019年 7 月 国土交通省中部運輸局長
2021年 1 月 気象庁次長
2022年 4 月 当社顧問 (現任)

所有する当社の株式数

0株

在任年数

-年

取締役会出席状況

- / -回

取締役候補者とした理由

坪井史憲氏は、官庁における長年の豊富な経験と高い見識を有しております。また、人格、見識ともに優れていることから、取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号

7

すぎやま たけひこ
杉山 武彦

(1944年11月26日生)

再任

社外

独立

【略歴及び地位】

2004年12月 一橋大学学長
2011年 4 月 (財)運輸政策研究機構副会長運輸政策研究所長
2015年 6 月 当社社外取締役 (現任)
2017年 6 月 東京地下鉄(株)社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

東京地下鉄(株)社外取締役

所有する当社の株式数

0株

在任年数

7年

取締役会出席状況

13 / 14回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉山武彦氏は、大学教授として教鞭をとられるとともに、国立大学の学長として大学経営を担われた方であり、また、運輸交通分野での豊富な知識、経験を有しており、社外から独立した立場にて当社の的確な業務執行に貢献していただくことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与していただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役として選任された場合には、上記の経験等を活かし当社の持続的な成長と企業価値向上に助言をいただくとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割が期待されます。



候補者番号

8

あおやま かよ
青山 佳世

(1959年9月1日生)

(戸籍上の氏名:相原佳世)

再任

社外

独立

【略歴及び地位】

1985年 4 月 フリーアナウンサーとして活動 (現在に至る)
2001年 2 月 国土交通省交通政策審議会委員
2014年 7 月 自動車検査独立行政法人理事 (非常勤)
2015年 6 月 当社社外取締役 (現任)
2016年 6 月 国家公務員倫理審査会委員 (現任)

【重要な兼職の状況】

フリーアナウンサー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

青山佳世氏は、フリーアナウンサーとして活動しており、また、運輸交通分野を始め政府の各種委員を歴任されていることから、豊富な知識、経験を有しており、社外から独立した立場にて当社の的確な業務執行に貢献いただくことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与いただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役として選任された場合には、上記の経験等を活かし当社の持続的な成長と企業価値向上に助言をいただくとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割が期待されます。

所有する当社の株式数

0株

在任年数

7年

取締役会出席状況

14 / 14回

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



候補者番号

9

おぐら としかつ
小椋 敏勝

(1953年8月26日生)

新任

社外

独立

【略歴及び地位】

2013年 7月 西日本電信電話(株)代表取締役副社長営業本部長
2015年 7月 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ(株)代表取締役社長
2018年 6月 (一社)電気通信共済会会長
2020年 6月 (一社)情報通信設備協会会長 (現任)
2020年 6月 (株)長谷工コーポレーション社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

(株)長谷工コーポレーション社外取締役

所有する当社の株式数

0株

在任年数

-年

取締役会出席状況

- / -回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小椋敏勝氏は、通信業界における経営者としての豊富な経験と高い知見を有しており、社外から独立した立場にて当社の的確な業務執行に貢献いただくことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。

社外取締役として選任された場合には、上記の経験等を活かし当社の持続的な成長と企業価値向上に助言をいただくとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割が期待されます。

- (注) 1. 乗田俊明氏は東京空港冷暖房(株)の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に上下水道料及び冷温熱料等の取引関係があります。その他の各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 杉山武彦、青山佳世及び小椋敏勝の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、杉山武彦及び青山佳世の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を5百万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。本総会において、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、小椋敏勝氏の選任が承認された場合も、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、杉山武彦及び青山佳世の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、小椋敏勝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。

(参考)当社の取締役が備えるべき専門性を取締役候補者に当てはめて一覧化したスキル・マトリックスは以下のとおりです。

	経営・ 組織管理	法務・リスク 管理・財務・ 会計	行政・ 公共部門	航空・ 空港運営・ インフラ	マーケティング・ 広報	グローバル
稲田 健也	○	○		○	○	○
乗田 俊明	○	○		○	○	○
山口 勝弘	○	○	○	○		○
小松 啓介	○				○	
田村 滋朗	○			○		
坪井 史憲	○	○	○	○		
杉山 武彦	○		○			
青山 佳世			○		○	
小椋 敏勝	○	○			○	

備考：各人の有するスキルのうち、当社事業との関係性が高い主なものを記載しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 星 弘行氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役 岩村 敬氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任された監査役のうち久保成人氏の任期は、当社定款第32条第2項の規定により、辞任する岩村 敬氏の任期満了の時までとなります。

本議案につきまして、取締役会は、社外取締役が委員長を務める指名委員会に諮問し、その答申を踏まえて提案しております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

こみや まさあき
古宮 正章

(1957年6月13日生)

新任

【略歴及び地位】

2012年 6 月 (株)日本政策投資銀行取締役常務執行役員
2015年 6 月 同社設備投資研究所長
2016年 6 月 (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長
(現任)
2021年 6 月 (株)ソラシドエア社外取締役 (現任)
2021年 6 月 (株)AIRDO社外取締役 (現任)

所有する当社の株式数

0株

在任年数

-年

取締役会出席状況

- / -回

監査役会出席状況

- / -回

監査役候補者とした理由

古宮正章氏は、金融機関における長年の豊富な経験と高い知見を有するとともに、航空会社での社外役員の経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくことを期待して、監査役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

く ぼ し げ と
久保 成人

(1954年1月15日生)

新任

社外

独立

【略歴及び地位】

2013年 8 月 観光庁長官
2019年 6 月 (株)共立メンテナンス社外取締役(現任)
2020年 6 月 東京空港交通(株)専務取締役
2022年 4 月 東武トップツアーズ(株)代表取締役会長執行役員(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)共立メンテナンス社外取締役
東武トップツアーズ(株)代表取締役会長執行役員

所有する当社の株式数

0株

在任年数

-年

取締役会出席状況

- / -回

監査役会出席状況

- / -回

社外監査役候補者とした理由

久保成人氏は、運輸・交通の分野における長年の経験と豊富な知見を有するとともに、不動産サービス会社での社外役員の経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくことを期待して、監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保成人氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、古宮正章及び久保成人の両氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を5百万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 久保成人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年6月29日開催の第52回定時株主総会において補欠監査役に選任された津口峰男及び上村成生の両氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、この補欠監査役の選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始の時までであります。監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといえます。

本議案につきまして、取締役会は、社外取締役が委員長を務める指名委員会に諮問し、その答申を踏まえて提案しております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、以下のとおりであります。

すずき
鈴木

ひろとも
啓公

(1968年6月11日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

【略歴及び地位】

1992年4月 協和監査法人勤務
1994年2月 公認会計士登録
2002年4月 鈴木税理士事務所勤務（現在に至る）
2003年3月 税理士登録

補欠社外監査役候補者とした理由

鈴木啓公氏は、税理士及び公認会計士としての専門的な見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、高度な会計面のアドバイスを監査役会及び取締役会にていただくことを期待して、補欠社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 鈴木啓公氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木啓公氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 鈴木啓公氏が監査役に就任する場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を5百万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。鈴木啓公氏が監査役に就任する場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 鈴木啓公氏が株式会社アテナの社外監査役として在任中でありました2022年3月、同社は、日本年金機構の入札に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。本違反行為の事実認識後は、取締役会において法令順守の徹底、再発防止に向けた提言を行うなど、その職責を果たされました。
6. 当社は、鈴木啓公氏が社外監査役に就任する場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

(1) 当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第46回定時株主総会において、基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション及び退任時繰延報酬を含め、年額430百万円（うち社外取締役分は30百万円以内）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、上記株式報酬型ストックオプションに代えて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を、上記報酬等の額の範囲内で支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

(2) 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

(3) 本議案につきご承認をいただいた場合、既に付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度を廃止することとし、今後、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

(4) 本議案に基づき、当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別

の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、当該方針の内容を、ご承認いただいた内容とも整合するよう変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、現在の取締役は13名（うち社外取締役4名）ですが、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

また、本株主総会で、本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。なお、当社は、対象取締役が、任期満了又は死亡その他の正当な理由により、上記に定める地位を退任又は退職した場合には、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

（３）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

(提供書面)

事業報告

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

2021年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による個人消費の落ち込みがあり、近時、持ち直しの動きが見られるものの、GDPはコロナ前の水準を下回り、回復は緩やかなものにとどまっております。また、22年2月下旬からのウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇等による下振れリスクに注意が必要な状況です。

我が国航空業界においては、運休や減便が継続しておりますが、22年の年明けから続いていたまん延防止等重点措置が3月下旬に全面解除されており、感染再拡大を警戒しつつも、今後、政府による水際対策の緩和や感染拡大抑制と社会経済活動の両立に向けた各種取り組みが更に進展して行くことで、航空需要の活性化にもつながることが期待されます。

このような経済情勢のもと、当社グループの連結業績は、20年度に竣工した新規物件の通年稼働等があったものの、コロナ禍の苦境にある航空会社等への対応として賃料等の減免を実施したこと等から売上高は23,777百万円（前年同期比1.5%減）、営業利益は3,280百万円（同14.3%減）、経常利益は固定資産撤去費用の増加等があり2,962百万円（同18.1%減）となりました。

（参考：前年度は、賃料等債権免除額を特別損失計上しておりましたが、これを今期と同様に売上から控除した場合の前年度売上高は22,784百万円、営業利益は2,460百万円、経常利益は2,247百万円となり、この比較においては増収増益となっております。）

また、特別損益では、投資有価証券売却益を計上する一方、インバウンド需要の回復が遅れている京都のホテル用賃貸物件につき、資産効率の更なる向上等を目的に売却する方向で検討することとし、減損損失を計上しました。以上のことから、親会社株主に帰属する当期純利益は821百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失933百万円）となりました。

上記状況の中、事業領域拡大にも取り組んでおり、埼玉県越谷市に土地・建物を取得し、カスタマイズカー事業会社への施設提供を21年12月より開始しました。また海外では、当社グループ会社において、新規顧客に対して航空機エンジン調達に関する融資を22年3月に実行しております。なお、空港内外で新たな事業機会を模索し新規事業の創出を推進する組織として、22年4月1日付で「イノベーション推進室」を創設しております。当社及び当社グループはこれまで空港内外の事業で培ってきたノウハウを活かし、今後も空港外や海外における事業領域拡大を目指してまいります。

その他、サステナビリティ推進関連では、21年12月に基本方針を定め、22年1月1日付で設置した「サステナビリティ推進会議」において施策検討を鋭意進めており、CO2排出量削減やD&Iの推進等にも積極的に取り組んでまいります。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

イ. 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、21年3月に竣工した国際学生寮の通年稼働等はあったものの、航空会社等への賃料減免分を売上から控除したこと等により、売上高は18,845百万円（前年同期比0.5%減）、営業利益は2,862百万円（同2.0%減）となりました。

ロ. 熱供給事業

連結子会社の東京空港冷暖房(株)における熱供給事業は、販売実績は微増となりましたが、航空会社等への熱料金減免分を売上から控除したこと等により、売上高は2,957百万円（同12.5%減）、電気・ガス等原材料費の増加等により、営業利益は452百万円（同58.8%減）となりました。

ハ. 給排水運営その他事業

給排水運営その他事業は、空港利用者数が急減した前年同期の対比では、当初想定していた水準ではないものの給排水使用量が増加した他、共用通信におけるネットワークの拡充等があり、売上高は1,974百万円（同7.6%増）、営業損失は33百万円（前年同期は188百万円の営業損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資総額は1,899百万円（資産除去債務に係る原状回復見積額を除く）で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 建物取得

- ・ ユーティリティセンタービル 非常用発電機設備更新工事
- ・ 西側格納庫 非常用発電機設備更新工事

ロ. 機械装置取得

- ・ 東京空港冷暖房(株) 熱計量装置更新工事
- ・ 東京空港冷暖房(株) ボイラー等更新工事（V期）

ハ. 建設仮勘定

- ・ 東京空港冷暖房(株) 受変電設備等更新工事

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、設備投資資金等として、みずほ銀行他から長期借入金1,074百万円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

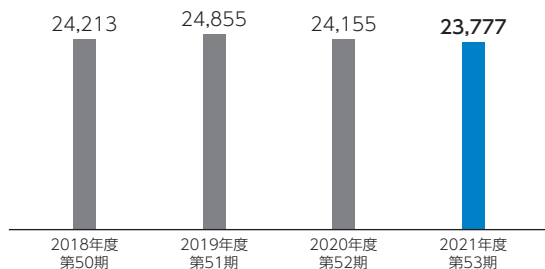
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または処分の状況

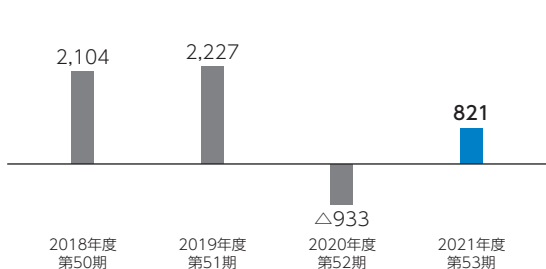
該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

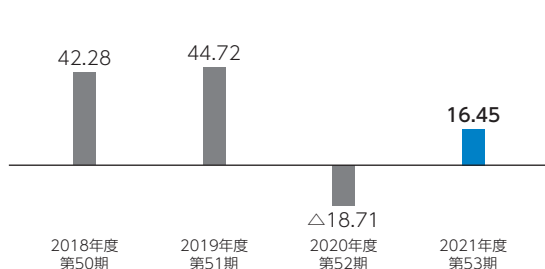
■ 売上高 (単位：百万円)



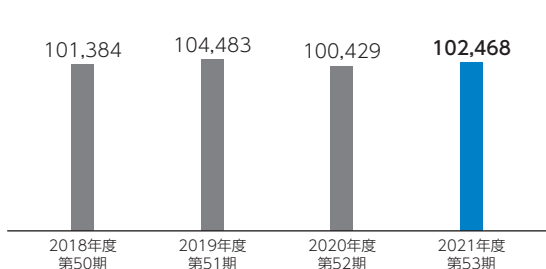
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (△は損失) (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (△は損失) (単位：円)



■ 総資産 (単位：百万円)



区 分	2018年度 第50期	2019年度 第51期	2020年度 第52期	2021年度 第53期
売上高	24,213百万円	24,855百万円	24,155百万円	23,777百万円
親会社株主に帰属する当期純利益 (△は損失)	2,104百万円	2,227百万円	△933百万円	821百万円
1株当たり当期純利益 (△は損失)	42円28銭	44円72銭	△18円71銭	16円45銭
総資産	101,384百万円	104,483百万円	100,429百万円	102,468百万円

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 議 決 社 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東京空港冷暖房株式会社	2,900百万円	60.3%	東京国際空港沖合地区における地域冷暖房供給事業
AIRPORT FACILITIES ASIA PTE.LTD.	4,218百万円 (23.7百万星ドル 18.9百万米ドル)	100.0%	海外における航空関連施設の建設、取得及び賃貸業
AFS PROPERTIES PTE.LTD.	3,112百万円 (28.4百万米ドル)	(100.0%)	海外におけるフライトシミュレーター及び航空機エンジンリース事業会社へのファイナンス事業
AFN PROPERTIES LTD.	516百万円 (5.5百万加ドル)	100.0%	海外における航空関連施設の建設、取得及び賃貸業

(注) AFS PROPERTIES PTE.LTD.は、当社100%子会社であるAIRPORT FACILITIES ASIA PTE.LTD.の100%出資子会社であり、当社の孫会社であります。上記では間接出資として、括弧書きで100%と表記しております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症により、2021年度も引き続き当社を取り巻く事業環境に大きな影響を及ぼしましたが、一方で、ポストコロナ・ウィズコロナを見据えた経済活動再開も進んでおり、新規事業への取り組みも進めております。

今後、当社が社会・事業環境の変化に対応していく上で、空港機能の一翼を担う会社として役割を果たし、併せて、近年推進してきた空港外事業の取り組みの一層の拡大を通じて社会の発展に貢献し、企業価値の向上を図るべく、当社は2022年度から2028年度を計画期間とする新中長期経営計画を策定・公表いたしました。

本計画では空港施設グループが長期的に目指す姿（AFC VISION）を定め、これまで50年の歴史の中で培ってきた知見を活かし、空港内外でお客様からの信頼に誠実に応え、安全・安心な施設、サービスの提供を行うことを通じて、航空及び社会へ貢献する独自の存在価値を発揮し続けてまいります。なお、本計画においては、以下3点を事業戦略の重点施策とするとともに、事業戦略を着実に遂行するため、経営基盤の一層の強化に取り組むこととしております。

(1)羽田空港一丁目プロジェクト

当社創業の地である羽田空港一丁目地区において、当該地区の防災対策にあわせて当社施設を顧客ニーズに対応した質の高い施設へ再編・建替えし、空港内資産の拡大を図り収益力向上を目指します。

(2)ノンアセット事業の拡大

当社の知見を活かしたフィー収入の増加を目指すとともに、空港外における物件の取得やバリューアップによる優良物件の蓄積を進め、不動産ファンドの組成と、アセットマネジメント事業への参入を目指します。

(3)既存事業の高収益化

入居率向上や賃料適正化に加え、成長性・収益性に課題のある物件に関しては、撤退や売却を含む資本効率を意識した再構築を行うことで収益力向上を目指します。

これらの取り組みを通じて、当社の基盤事業である空港内事業の収益力を強化するとともに、ノンアセット事業への取り組みを通じた収益源の多様化、利益拡大により、資本効率を意識したリスクに強い事業ポートフォリオを構築し、次のステージへの収益基盤の構築を進めます。新中

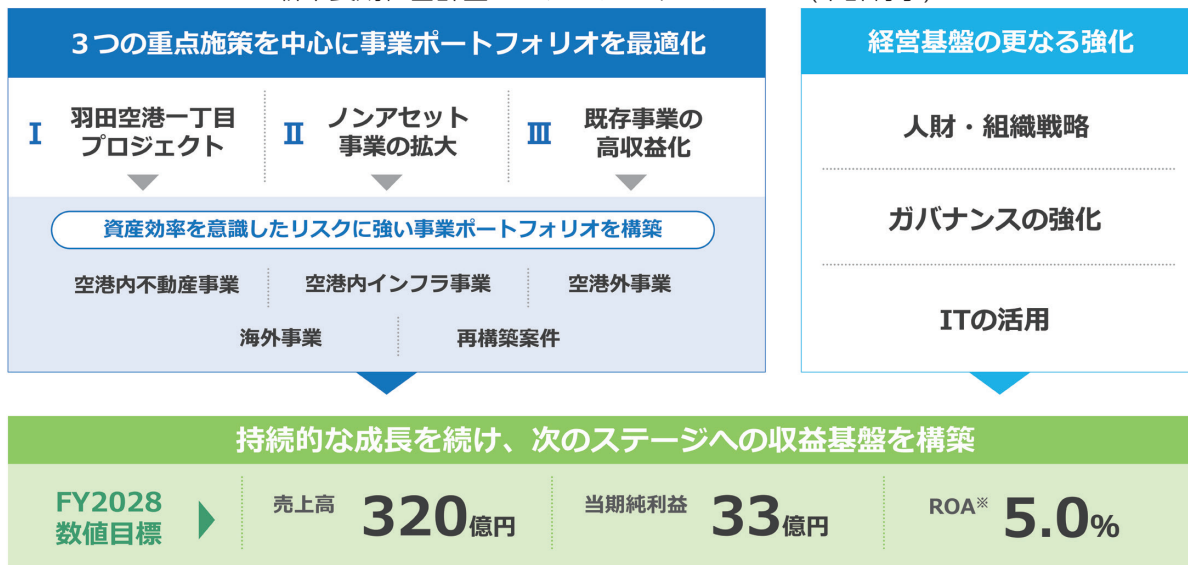
長期経営計画の最終年度である2028年度の数値目標は、「エグゼクティブサマリー(中計骨子)」のとおり、売上高320億円、当期純利益33億円、ROA5.0%を目指すこととしています。

また昨年来、原材料やエネルギー価格の高騰が続いていることを踏まえ、事業コスト管理、とりわけ熱供給事業における安定的な供給確保にも適切に対処してまいります。

当社ではサステナブルな社会への取り組みも重要な経営課題と認識しております。2021年12月に「サステナビリティ基本方針」を策定し、環境・社会・ガバナンスの各方面における重点課題の抽出と目標設定を行うとともに、本年1月には社長を議長とする「サステナビリティ推進会議」を設置しており、達成目標(KPI)管理や環境リスクへの対応、事業機会の創出などの検討を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後共一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

新中長期経営計画のエグゼクティブサマリー(中計骨子)



※ ROA（総資産事業利益率）＝事業利益（営業利益＋営業外収益）÷総資産

新中長期経営計画の位置づけと今後のロードマップ

FY2022-FY2028

中長期経営計画

- I. 羽田空港一丁目プロジェクト
羽田空港一丁目地区における施設再整備事業
- II. ノンアセット事業の拡大
収益源の多様化・資本効率向上
- III. 既存事業の高収益化
入居率向上、再構築案件への取り組み

経営基盤の更なる強化

持続的な成長を続け、
次のステージへの収益基盤を構築

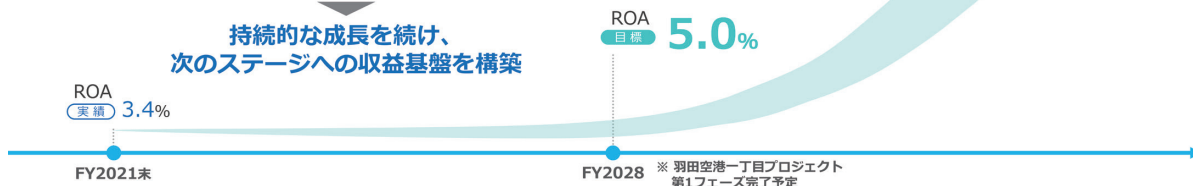
FY2029 -

AFC VISIONに向けた挑戦

- ・顧客ニーズの先取りの深化
- ・更なる領域への果敢な事業展開
- ・ESGへの取り組みによる
サステナブルな社会の実現

AFC VISION

空港内外で価値を創造
オンリーワンの存在へ



(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、当社と主要な子会社4社の5社で構成しています。区分と主要な事業内容は、以下のとおりであります。

区 分	主 要 な 事 業 内 容
不 動 産 賃 貸 事 業	多目的総合ビル、格納庫、整備工場等の不動産賃貸業
熱 供 給 事 業	地域冷暖房供給事業
給 排 水 運 営 そ の 他 事 業	給排水運営事業、共用通信事業及び太陽光発電事業

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

空 港 施 設 株 式 会 社	本 社	東京都大田区羽田空港一丁目6番5号
	大 阪 事 業 所	大阪府池田市空港二丁目2番5号
	千 歳 事 業 所	北海道千歳市平和新千歳空港
	シンガポール事務所	シンガポール

② 主要な子会社

東京空港冷暖房株式会社	本 社	東京都大田区羽田空港三丁目5番9号
AIRPORT FACILITIES A S I A P T E . L T D .	本 社	シンガポール
AFS PROPERTIES PTE.LTD.	本 社	シンガポール
AFN PROPERTIES LTD.	本 社	カナダ

(7) **使用人の状況**（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末 比 増 減
不動産賃貸事業	42名 (0名)	2名 (△3名)
熱供給事業	3名 (0名)	1名 (0名)
給排水運営その他事業	5名 (1名)	0名 (0名)
全社 (共通)	72名 (0名)	4名 (△3名)
合 計	122名 (1名)	7名 (△6名)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
116名 (1名)	6名 (△6名)	40歳10ヶ月	14年1ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2022年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	8,203百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,636百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,427百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,066百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,636百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,404百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,117百万円
A F C 商 事 株 式 会 社	1,100百万円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 124,800,000株
- ② 発行済株式の総数 52,979,350株
- ③ 株主数 7,549名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 航 空 株 式 会 社	10,521千株	21.06%
A N A ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	10,521千株	21.06%
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	6,920千株	13.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	2,549千株	5.10%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY - P B	1,637千株	3.27%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY J A S D E C	1,231千株	2.46%
BNYM AS AGT/CLTS TREATY JASDEC	881千株	1.76%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	800千株	1.60%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	658千株	1.31%
伴 野 富 男	636千株	1.27%

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,038,541株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

名称 (発行決議日)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株 式の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	権利行使期間	行使の条件	役員の保有状況	
							当社取締役(社外取締役を除く)	
							保有者数	保有数
第1回新株予約権 (2015年6月26日)	432個	当社普通株式 43,200株	1株当たり 626円	1株当たり 1円	2015年7月21日 ～ 2045年7月20日	(注)	2名	61個
第2回新株予約権 (2016年7月28日)	540個	当社普通株式 54,000株	1株当たり 468円	1株当たり 1円	2016年8月16日 ～ 2046年8月15日	(注)	2名	83個
第3回新株予約権 (2017年7月27日)	481個	当社普通株式 48,100株	1株当たり 564円	1株当たり 1円	2017年8月18日 ～ 2047年8月17日	(注)	4名	153個
第4回新株予約権 (2018年7月26日)	538個	当社普通株式 53,800株	1株当たり 570円	1株当たり 1円	2018年8月17日 ～ 2048年8月16日	(注)	4名	155個
第5回新株予約権 (2019年7月25日)	505個	当社普通株式 50,500株	1株当たり 444円	1株当たり 1円	2019年8月14日 ～ 2049年8月13日	(注)	5名	224個
第6回新株予約権 (2020年7月30日)	608個	当社普通株式 60,800株	1株当たり 375円	1株当たり 1円	2020年8月18日 ～ 2050年8月17日	(注)	8名	471個

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使期間に定める期間内において、当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとしております。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人代表者は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとしております。
3. その他の条件については、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	稲 田 健 也	リスクマネジメント委員会委員長 安全推進委員会委員長 災害対策委員会委員長
代 表 取 締 役 社 長	乗 田 俊 明	コンプライアンス委員会委員長 東京空港冷暖房(株)代表取締役社長
代 表 取 締 役 副 社 長	永 芳 利 幸	社長特命事項担当 環境対策委員会委員長 危機管理担当 貨物ターミナル事業部及び一級建築士事務所担当 東京空港冷暖房(株)担当
代 表 取 締 役 副 社 長	山 口 勝 弘	社長特命事項担当 改善推進委員会委員長 総務部、監査室及びサステナビリティ推進部担当
常 務 取 締 役	小 松 啓 介	営業推進本部長 大阪事業所及び千歳事業所担当
常 務 取 締 役	岡 田 光 彦	事業企画本部長 工事等審査委員会委員長
常 務 取 締 役	田 村 滋 朗	施設部及び施設管理センター担当
取 締 役	大 澤 寛 樹	経理部、財務部及び経営企画部担当
取 締 役	高 橋 朋 敬	社長特命事項担当
取 締 役	芝 田 浩 二	ANAホールディングス(株)代表取締役専務執行役員 日本空港ビルデング(株)社外取締役
取 締 役	斎 藤 祐 二	日本航空(株)常務執行役員経営企画本部長、経営管理本部長 (株)JALUX社外取締役
取 締 役	杉 山 武 彦	東京地下鉄(株)社外取締役
取 締 役	青 山 佳 世	フリーアナウンサー
常 勤 監 査 役	村 石 和 彦	
常 勤 監 査 役	星 弘 行	
監 査 役	芝 昭 彦	弁護士 日本ハム(株)社外監査役
監 査 役	岩 村 敬	

- (注) 1. 取締役芝田浩二、斎藤祐二、杉山武彦及び青山佳世の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役芝 昭彦及び岩村 敬の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役村石和彦氏は、長年、経理・財務業務に携わった経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役杉山武彦及び青山佳世、社外監査役芝 昭彦及び岩村 敬の4氏を東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。
5. 執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

上席執行役員	高田征彦	〔貨物ターミナル事業部長〕
上席執行役員	安田隆一	〔アクアテクノサービス㈱代表取締役社長〕
上席執行役員	長谷川武	〔事業企画本部空港企画部長〕
執行役員	濱 隆裕	〔経理部長〕
執行役員	安田 貴	〔総務部長（兼）監査室長〕
執行役員	市瀬敦夫	〔営業推進本部事業開発部長〕
執行役員	小玉滋之	〔サステナビリティ推進部長〕
執行役員	小宮 徹	〔営業推進本部営業部長〕
執行役員	平野英明	〔大阪事業所長〕
執行役員	久間敬介	〔財務部長（兼）事業企画本部海外事業部長 （兼）総務部及び経営企画部担当部長（兼） 経営企画部付〕

② 事業年度中に退任した役員

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 等 の 状 況
甲 斐 正 彰	2021年6月29日	任期満了	代表取締役社長
西 尾 忠 男	2021年6月29日	任期満了	社外取締役 日本航空㈱常務執行役員旅客営業 本部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定方針

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の内容の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 報酬等の体系

- 1) 当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された限度額の範囲内※で決定する。

社外取締役を除く取締役（以下「常勤取締役」という。）の報酬等は、固定報酬である基本報酬及び業績に連動した報酬（賞与、株式報酬型ストックオプション、退任時繰延報酬）で構成され、報酬等の全体額に対する割合は、概ね固定報酬は7割程度、業績連動報酬は3割程度とする。

社外取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬の範囲内で、固定報酬及び賞与（業績に連動しない）で構成される。

※基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション及び退任時繰延報酬を含む、年額430百万円（うち社外取締役分は30百万円以内）以内とする。〔2015年6月開催の第46回定時株主総会決議〕

- 2) 常勤取締役の基本報酬は、各取締役の役位等を踏まえた一定のルールに基づき算定される。業績連動報酬は、主に売上・当期純利益等の会社業績を総合的に勘案し、各取締役の役位等を踏まえて算定される。業績連動報酬のうち非金銭報酬であるストックオプションは、当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、退任後に行使できる当社普通株式の新株予約権を付与するものであり、その割当て数は割当日における1株あたりの公正価額により算定する。

非常勤である社外取締役の基本報酬及び賞与は、各取締役の役位等を踏まえた一定のルールに基づき算定される。

2. 報酬等の額の決定手続き

各報酬等の算定方針に基づき、取締役会は報酬案を審議し、諮問機関である報酬委員会へ諮問する。報酬委員会での審議・答申を受けて、株主総会後に開催される取締役会において報酬案を再度審議し、各取締役の報酬額決定の決議により、総会後以降の各取締役の年間の報酬等の額を決定し各報酬を支給することとする。

なお、報酬委員会は、報酬の客観性、透明性及び妥当性を確保するために独立社外取締役、独立社外監査役、社内取締役で構成し、委員長は独立社外取締役が務め、少なくとも年1回以上開催することとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対 象 と な る 役 員 の 員 数
		基本報酬	業 績 連 動 報 酬 等		
			金 銭 報 酬	非金銭報酬等	
取 締 役 （うち社外取締役）	280 (10)	190 (10)	68	21	12名 (2)
監 査 役 （うち社外監査役）	49 (10)	49 (10)	－	－	4名 (2)
合 計	329	239	68	21	16名

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 社外取締役2名及び2021年6月29日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名は無報酬であるため、上記取締役の員数に含めておりません。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選択した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「イ. 取締役の報酬等の内容の決定方針等」の記載のとおりであります。なお、当該業績指標に係る実績は、「1.(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
5. 上記の業績連動報酬等の総額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額を含んでおります。
6. 上記の非金銭報酬等の総額は、2022年6月29日開催の第53回定時株主総会において付議いたします「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」の承認可決を条件として支給予定の譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額であります。
7. 取締役の報酬等限度額（基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション、退任時繰延報酬）は、2015年6月26日開催の第46回定時株主総会において、年額430百万円（うち社外取締役分年額30百万円以内）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名(うち、社外取締役は2名)です。
- なお、社外取締役に対しては、株式報酬型ストックオプション、退任時繰延報酬の支給は行いません。

8. 監査役の報酬等限度額（基本報酬、賞与）は、2015年6月26日開催の第46回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

なお、監査役に対しては、株式報酬型ストックオプション、退任時繰延報酬の支給は行いません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
取 締 役	芝 田 浩 二	ANAホールディングス(株)代表取締役専務執行役員	同社との間には賃貸借契約等の取引関係があり、また、当社の大株主であります。
取 締 役	斎 藤 祐 二	日本航空(株)常務執行役員 経営企画本部長、経営管理本部長	同社との間には賃貸借契約等の取引関係があり、また、当社の大株主であります。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
取 締 役	芝 田 浩 二	日本空港ビルデング(株)社外取締役	同社との間には給排水その他の取引関係があります。
取 締 役	斎 藤 祐 二	(株)JALUX社外取締役	同社との間には賃貸借契約等の取引関係があります。
取 締 役	杉 山 武 彦	東京地下鉄(株)社外取締役	同社との間には特別の関係はありません。
監 査 役	芝 昭 彦	日本ハム(株)社外監査役	同社との間には特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当 事 業 年 度 に お け る 主 な 活 動 状 況
取 締 役	芝 田 浩 二	取締役会への出席状況は、当期に開催された14回のうち7回に出席しております。 航空会社における長年の豊富な経験と高い知見、経営に関する幅広い見識を活かし、当社の持続的成長と企業価値向上に助言を頂くとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割を果たして頂いております。
	斎 藤 祐 二	取締役会への出席状況は、2021年6月29日就任以降、当期に開催された9回のうち8回に出席しております。 航空会社における長年の豊富な経験と高い知見、経営に関する幅広い見識を活かし、当社の持続的成長と企業価値向上に助言を頂くとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割を果たして頂いております。
	杉 山 武 彦	取締役会への出席状況は、当期に開催された14回のうち13回に出席しております。 大学教授として教鞭をとられた経験と運輸交通分野での豊富な知識、経験を活かし、当社の持続的成長と企業価値向上に助言を頂くとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割を果たして頂いております。
	青 山 佳 世	取締役会への出席状況は、当期に開催された14回全てに出席しております。 フリーアナウンサーとしての経験と運輸交通分野での豊富な知識、経験を活かし、当社の持続的成長と企業価値向上に助言を頂くとともに、取締役会の重要な意思決定を通じて経営及び関係者間の利益相反の監督、多様なステークホルダーの意見の反映等の役割を果たして頂いております。
監 査 役	芝 昭 彦	取締役会への出席状況は、当期に開催された14回のうち13回に出席しております。 監査役会への出席状況は、当期に開催された13回のうち11回に出席しております。 弁護士としての専門的な見識に基づき客観的な立場からの監査、高度な法律面での助言等適切な役割を果たして頂いております。
	岩 村 敬	取締役会への出席状況は、当期に開催された14回のうち12回に出席しております。 監査役会への出席状況は、当期に開催された13回のうち11回に出席しております。 運輸・交通の分野における長年の経験と経営等に関する豊富な知見に基づき、専門的見地から助言等適切な役割を果たして頂いております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

東陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 海外の子会社AIRPORT FACILITIES ASIA PTE. LTD.、AFS PROPERTIES PTE.LTD.及びAFN PROPERTIES LTD.は、現地の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

連結子会社の東京空港冷暖房(株)は、東陽監査法人に対し公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、再生可能エネルギー賦課金に係る特例の認定申請に関する業務を依頼しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社としては、重要な事項と認識しておりますが、具体的な取り組みを定めておりません。しかし、現状の株式分布状況等を踏まえつつ、関係ご方面の判断・見解、ステークホルダーの利益等を念頭におきながら、今後とも継続して検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	9,612,726	買 掛 金	1,778,043
売 掛 金	1,303,500	短 期 借 入 金	5,131,648
リース債権及びリース投資資産	10,548,425	未 払 金	1,705,873
営 業 貸 付 金	2,999,771	未 払 法 人 税 等	813,465
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	15,817	未 払 費 用	106,714
そ の 他	103,617	前 受 収 益	1,095,026
流 動 資 産 計	24,583,859	賞 与 引 当 金	144,825
II 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	51,880
(1) 有 形 固 定 資 産		固 定 資 産 撤 去 費 用 引 当 金	7,605
建 物 及 び 構 築 物	47,660,935	そ の 他	216,114
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,853,495	流 動 負 債 計	11,051,197
器 具 什 器	260,775	II 固 定 負 債	
土 地	13,386,664	社 債	6,100,000
建 設 仮 勘 定	1,523,927	長 期 借 入 金	19,524,613
計	68,685,798	長 期 預 り 保 証 金	6,127,603
(2) 無 形 固 定 資 産		長 期 未 払 金	256,789
ソ フ ト ウ エ ア	544,968	繰 延 税 金 負 債	31,968
そ の 他	19,310	固 定 資 産 撤 去 費 用 引 当 金	183,851
計	564,279	資 産 除 去 債 務	3,885,762
(3) 投 資 其 他 の 資 産		固 定 負 債 計	36,110,587
投 資 有 価 証 券	6,555,547	負 債 合 計	47,161,785
長 期 貸 付 金	531	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	1,240,345	I 株 主 資 本	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	232,963	資 本 金	6,826,100
そ の 他	614,955	資 本 剰 余 金	6,982,890
貸 倒 引 当 金	△10,267	利 益 剰 余 金	38,799,813
計	8,634,077	自 己 株 式	△1,683,721
固 定 資 産 計	77,884,155	株 主 資 本 計	50,925,081
資 産 合 計	102,468,014	II その他の包括利益累計額	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,714,018
		為 替 換 算 調 整 勘 定	62,452
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 計	1,776,471
		III 新 株 予 約 権	76,178
		IV 非 支 配 株 主 持 分	2,528,497
		純 資 産 合 計	55,306,229
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	102,468,014

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,777,481
売上原価	18,405,354
売上総利益	5,372,127
販売費及び一般管理費	2,091,295
営業利益	3,280,831
営業外収益	203,411
受取利息	1
受取手数料	99,046
受取配当金	45,291
為替差益	1,352
その他	57,718
営業外費用	522,060
支払利息	309,779
固定資産撤去費	130,192
撤去引当金繰入	78,663
その他	3,425
経常利益	2,962,181
特別利益	462,835
投資有価証券売却益	456,060
その他	6,775
特別損失	1,730,066
固定資産除却損	266,392
減損損失	1,463,674
税金等調整前当期純利益	1,694,950
法人税、住民税及び事業税	980,641
法人税等調整額	△177,130
当期純利益	891,439
非支配株主に帰属する当期純利益	70,027
親会社株主に帰属する当期純利益	821,411

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	7,198,286	買 掛 金	1,385,434
売 掛 金	1,033,785	短 期 借 入 金	1,100,000
リ ー ス 投 資 資 産	2,720,984	1 年 以 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,878,536
リ ー ス 債 権	3,730,911	未 払 金	1,545,705
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	13,195	未 払 法 人 税 等	778,082
そ の 他	102,885	未 払 費 用	89,048
流 動 資 産 計	14,800,048	預 り 金	120,416
II 固 定 資 産		前 受 収 益	1,068,944
(1) 有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	138,365
建 物	45,459,017	役 員 賞 与 引 当 金	51,880
機 械 及 び 装 置	2,323,395	固 定 資 産 撤 去 費 用 引 当 金	7,605
車 両 運 搬 具	4,179	流 動 負 債 計	9,164,017
器 具 什 器	254,412	II 固 定 負 債	
土 地	13,386,664	社 債	6,100,000
計	61,427,669	長 期 借 入 金	16,435,854
(2) 無 形 固 定 資 産		長 期 預 り 保 証 金	6,130,783
ソ フ ト ウ エ ア	460,164	長 期 未 払 金	256,789
そ の 他	19,310	資 産 除 去 債 務	3,885,762
計	479,474	固 定 負 債 計	32,809,189
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産		負 債 合 計	41,973,207
投 資 有 価 証 券	4,318,869	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	8,408,378	I 株 主 資 本	
繰 延 税 金 資 産	1,178,341	資 本 金	6,826,100
そ の 他	848,042	資 本 剰 余 金	6,982,890
貸 倒 引 当 金	△10,267	資 本 準 備 金	6,982,890
計	14,743,364	利 益 剰 余 金	35,561,884
固 定 資 産 計	76,650,509	利 益 準 備 金	492,710
資 産 合 計	91,450,557	そ の 他 利 益 剰 余 金	
		配 当 平 均 積 立 金	700,000
		別 途 積 立 金	26,355,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	8,014,174
		自 己 株 式	△1,683,721
		計	47,687,152
		II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,714,018
		計	1,714,018
		III 新 株 予 約 権	76,178
		純 資 産 合 計	49,477,350
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	91,450,557

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,868,734
売上原価	16,340,159
売上総利益	4,528,575
販売費及び一般管理費	1,952,975
営業利益	2,575,600
営業外収入	374,067
受取利息	1
受取配当金	103,562
受取手数料	97,410
受取手数料他	111,436
営業外費用	61,657
支払利息	350,537
固定資産撤去費用	211,264
撤去費用引当金繰入	128,241
その他利益	7,605
特別常利	3,425
特別利益	2,599,130
投資有価証券売却益	462,835
その他	456,060
特別損失	6,775
固定資産除却損	1,728,788
減損損失	265,113
引当金	1,463,674
税引前当期純利益	1,333,178
法人税、住民税及び事業税	883,827
法人税等調整額	△187,532
当期純利益	636,884

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月4日

空 港 施 設 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員	公 認 会 計 士	山	田	嗣	也
業 務 執 行 社 員					
指 定 社 員	公 認 会 計 士	桐	山	武	志
業 務 執 行 社 員					

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、空港施設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、空港施設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月4日

空港施設株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山田嗣也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	桐山武志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、空港施設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

空港施設株式会社

監査役会

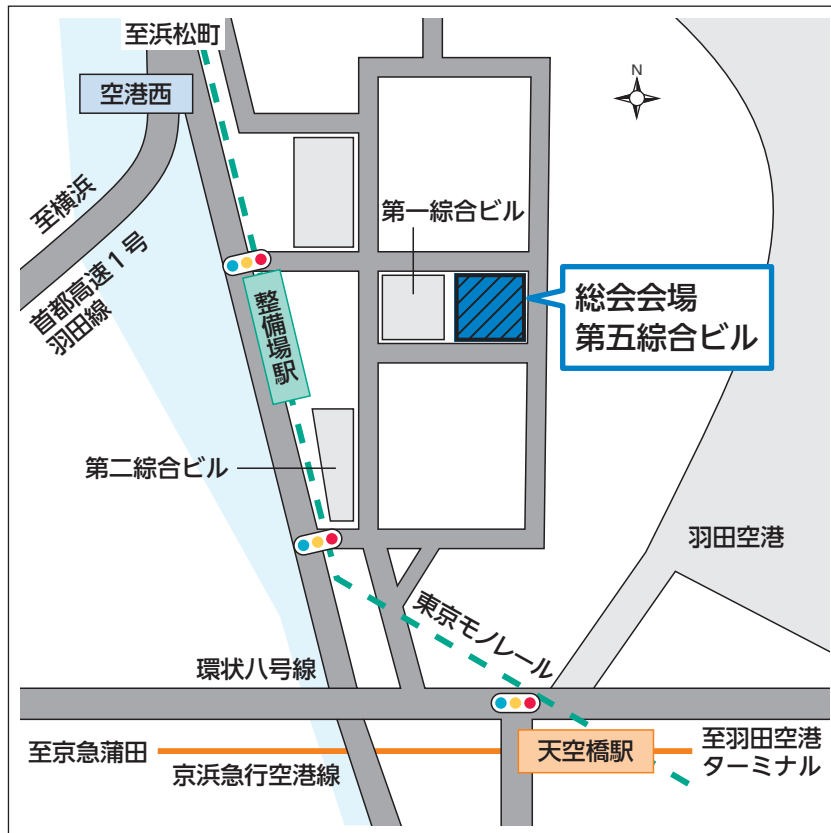
常勤監査役	村 石 和 彦	㊞
常勤監査役	星 弘 行	㊞
社外監査役	芝 昭 彦	㊞
社外監査役	岩 村 敬	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

場所 東京都大田区羽田空港一丁目6番5号
第五総合ビル 3階 空港施設株式会社 本店会議室
[交通]

- 東京モノレール 整備場駅下車 徒歩3分
- 京浜急行 空港線 天空橋駅下車 徒歩12分



〔お願い〕

駐車場はございませんので、ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。